

## 平成25年度第1回島田市個人情報保護審議会議事録

### 1 開催日時

平成25年7月1日（月）午前10時00分から午前11時40分まで

### 2 出席者

#### (1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

#### (2) 事務局

杉村総務課長、佐藤課長補佐、杉本、藤本

### 3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

会 長	今回は新規審議案件4件、変更審議案件1件、新規報告案件3件、変更報告案件2件、廃止案件6件です。よろしくお願いいたします。
健康づくり課 事務局	（「島田市健康増進計画及び食育推進計画検討委員会委員の選定」について説明）
A 委 員	委員の委嘱について、団体からの推薦を基に委嘱するとのことですが、住所や電話番号等の個人情報は本人に確認して収集するため、本人からの収集のみになると思いますが。
事 務 局	結果として本人にも確認することになりますが、最初は各種団体から推薦していただきますので、本人以外から収集することとしています。
健康づくり課	各種団体に依頼文にて依頼をし、団体から推薦状として住所、氏名等を収集しています。また、本人からは承諾書として個人情報を収集しています。
会 長	届出簿は本人だけでなく、本人以外からも収集することになるのですね。  本案件の審議事項は、個人情報の本人以外からの収集と収集したことの本人通知についての2点です。 本人以外からの収集については、団体からの推薦ですので、類型8（講師等の選任）により公益上必要であり、収集したことの通知については本人に委員選任の依頼があれば収集したことがわ

		かりますので、類型3（他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に連絡することが現実的ではない）により不要であるとの案が示されていますが、いかがでしょうか。
委 員		異議なし。
会 長		では、この案でお認めします。
市 民 病 院 事 務 局		（「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル事業」について説明）
B 委 員		この事業は今年からの事業ですか。
市 民 病 院		島田市民病院は今年から行います。
B 委 員		診療情報を複数の医療関連施設で共有し、よりよい医療を提供できるようになることは、私は良いことだと思います。
C 委 員		オンライン結合について、外部への情報の漏えいが懸念されますが、安全性についてはいかがですか。
市 民 病 院		<p>オンライン結合と言いましても、外部の者が島田市民病院のカルテシステムを閲覧できるようなものではありません。外部提供を行う方の情報のみを別のサーバーへ移して提供します。</p> <p>また、セキュリティについても、提供する側及び閲覧する側のあらゆるところで対策を行い、個人情報を守るようにしています。</p> <p>例えば、他の医療関連施設へ閲覧させる場合には専用回線にて閲覧させますので、第三者の方が侵入できないシステムになっています。第三者が個人情報を閲覧することはあってはならないことですので、システムと病院内のルールで個人情報の漏えい防止を徹底します。</p>
会 長		家庭用のインターネットとは異なる回線で、閉じた構造になっているということですので、一般からの侵入は考えられにくそうですね。
市 民 病 院		病院内のシステムともつながっていないので、このシステムから病院内のシステムに侵入することもできません。

A 委 員	この事業は全国で行っていますか。
市 民 病 院	県内の医療関連施設のみです。県外の医療関連施設とはつながっていません。
A 委 員	将来、全国で行う予定はありますか。
市 民 病 院	事務局は、会議の上では全国で行う予定はないと説明しています。
会 長	この事業は総務省が中心となって始めた事業ですか。
市 民 病 院	地域の係りに係る事業ですので、国からの補助金を受けながら行っています。 島田市民病院は川根本町を含めた地域の中心となる病院ですので、地域の医療関連施設との情報のやりとりが中心になると思います。
A 委 員	本人の希望がなければこのシステムでの情報のやりとりを行わないということですか。
市 民 病 院	このシステムでの情報のやりとりを希望しなければ、紙媒体でのやりとりをすることになります。
会 長	ふじのくにねっと登録説明書にはオンライン結合に関する表記がありませんが、よろしいですか。
市 民 病 院	登録申込書はオンラインを通して診療情報を閲覧することを同意する場合に記入してもらうため、オンライン結合であることが前提になっています。
会 長	オンライン結合することについて審議会の意見が求められており、事務局から「患者が適切な治療を効率的に受けるためには、医療関連施設同士で密接に連携することも必要であり、本人が希望すれば個人情報当該事務の遂行の範囲内で医療関連施設に提供する必要がある。」と、患者さんの利益に資するという目的で本人の診療情報を外部提供する公益性が高いという理由が示されていますが、いかがでしょうか。
A 委 員	一番心配されるのは診療情報の漏えいだと思います。万全を期

して行うと思いますが、100%というのではありませんので、しっかり防止していただきたいと思います。本人の希望により情報提供するので、本人同意は大丈夫だと思います。とにかく漏えい対策をしっかりとっていただきたいです。

- 会 長 治療情報の保存期間はどのくらいでしょうか。
- 市 民 病 院 永久に保管します。
- 会 長 医療関連施設同士での情報提供をする場合、約定などはありませんか。
- 市 民 病 院 医師の守秘義務とふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会の規則によります。
- 会 長 それでは、この案の通りでよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 では、この案のとおりとします。
- 長 寿 介 護 課 事 務 局 （「島田市高齢者保険福祉計画等策定のための高齢者等実態調査」について説明）
- A 委 員 本人以外から個人情報を収集するのは、アンケートを送付する時のみですか。
- 長 寿 介 護 課 要介護度の高い方は、家族がアンケートを記入しますので、アンケートの回答も本人以外から収集する場合があります。
- 会 長 アンケート内容は前回のアンケートを基に作りますか。
- 長 寿 介 護 課 静岡県の担当課からアンケートの基本項目が示されますので、それを基に作成します。
- 会 長 毎回、外部委託されているようですが、発送業務のみを委託しますか。
- 長 寿 介 護 課 回答をただ集計するだけでなく、複合的な分析を行いますので、回答の集計・分析も委託します。

会	長	<p>本案件の審議事項は、個人情報の本人以外からの収集と収集したことの本人通知についてです。</p> <p>本人以外からの収集については、アンケート用紙の送付について、類型11（資料等の送付）により公益上必要であり、収集したことの通知についてはアンケートを送付しますので、類型3により不要であるとの案が示されていますが、いかがでしょうか。</p>	
委	員	異議なし。	
会	長	では、この案で認めることとします。	
水	道	課	（「島田市水道料金等審議会の委員選任事務」について説明）
事	務	局	
会	長	今回は初めての審議会ですか。	
水	道	課	新島田市になってから（平成17年以降）は初めてです。
A	委	員	水道料金の値上げをするために審議会を行うのですか。
水	道	課	それに限らず、現在の水道料金について審議していただき、答申に従って料金を決定したいと考えています。
会	長	<p>委員が13名以内ということですので、島田市の中ではかなり大きな審議会でしょうか。</p> <p>本案件の審議事項は、個人情報の本人以外からの収集と収集したことの本人通知についてです。</p> <p>本人以外からの収集については、本人だけでなく団体からの推薦もありますので、類型8により公益上必要であり、収集したことの通知は本人に委員選任の依頼があれば収集したことがわかるので、類型3により不要であるとの案が示されています。いかがでしょうか。</p>	
委	員	異議なし。	
会	長	意見がないようでしたら、この案でお認めします。	
学	校	教	育
事	務	局	（「新入学児童生徒」について説明）

B 委 員	島田市内の外国人の児童・生徒は何人いますか。
学 校 教 育 課	外国人の児童・生徒の人数は資料がないとわかりませんが、島田市内には不就学児童・生徒はほとんどいません。 外国から来たけれども日本語がわからないため、日本語を覚えるために民間の日本語学校へ通う場合は不就学となります。
A 委 員	静岡県に対し不就学児童・生徒の情報を提供しますが、この調査を通じて不就学の実態がわかりますか。
学 校 教 育 課	静岡県全体で不就学児童・生徒が何人いるのか把握するため、また、静岡県として不就学を解消するための働きかけを行うために情報提供してほしいとのことです。
会 長	市立・町立の小中学校の就学のために、県が働きかけるということですか。
学 校 教 育 課	働きかけていきたいということです。
会 長	届出簿の就学時健康診断と外国人の不就学児童・生徒の調査はどのような関係がありますか。
事 務 局	届出簿は就学前の健康診断と就学する小中学校を通知する就学通知書の送付について届け出ています。この中で就学通知書を送付する際に、外国人児童・生徒の保護者に対して就学希望を確認しているため、この事務を通じて外国人の就学状況を把握しています。 今回、静岡県から外国人の不就学児童・生徒についての提供依頼があったため、個人情報の外部提供について変更を行うものです。
会 長	島田市の事務を行う際に、静岡県からの依頼も一緒に行うのですね。  審議事項は、個人情報の外部提供について、県の依頼により情報提供するという事で『類型3（行政機関からの照会に対する回答）であるが、外国人の子どもの情報に限る』、本人への通知についても、調査後に就学へ向けて働きかけるということで類型3という案が示されています。

	<p>県からの依頼は平成25年4月1日現在の不就学児童・生徒についての情報であるのに対し、市の業務は毎年9月頃に来年度に向けての準備をされるので、県は1年遅れの調査をされるのですか。</p>
学 校 教 育 課	<p>外国人の不就学児童・生徒の情報は、毎年就学準備をする際に把握していますので、静岡県へ提供するのはその時点で把握している情報を提供します。</p>
事 務 局	<p>静岡県からの依頼は4月にありましたが、個人情報の外部提供の審議を経てから提供しますので、現在は回答を保留しています。</p>
会 長	<p>提供する個人情報は、氏名・性別・住所、親族関係、居住状況ですね。続柄もありますから、家族の個人情報もするのですね。</p> <p>外国人登録法が廃止されていますが、外国人登録原票はいつまで保存しますか。</p>
事 務 局	<p>外国人登録原票は、すでに法務省へ返却しています。今まで外国人登録原票で管理していた人は住民票へ記録されるようになり、住民票から外国人を検索できるようになっています。</p>
A 委 員	<p>住民票に登録されていれば、国籍にかかわらず、就学の有無がわかるのですね。</p> <p>県からは、その中から外国人についての情報を提供するように求められているのですね。</p>
会 長	<p>気になるのは住民票に登録されていない外国人です。不法残留している人などは住民票に登録されていないので、今回の調査を行っても登録されていない外国人の情報が漏れてしまうと思いますが。</p> <p>審議事項について遺漏がなければお認めします。</p>
市 民 病 院 事 務 局	<p>(「島田市民病院における特定健康診査」について説明)</p>
A 委 員	<p>特定健康診査は健診結果を医療保険者へ提供することになっていますが、通常の健診結果は医療保険者へ提供できるのですか。</p>

市 民 病 院	人 間	ドックなどでは、情報提供の契約をしている医療保険者へは提供しています。契約がないと情報提供いたしません。
会 長	医 療	保険者が健診結果を受け取った後、どのように活用していますか。
市 民 病 院	こ の	健診は、よく「メタボ健診」と呼ばれていますが、生活習慣病を予防するため、本人への健康指導に活用しています。医療保険者は、健診結果を基に健康指導を行わなければならないことになっています。
A 委 員	健 康	保険組合の中には、所属の保険師が結果を分析し、健康指導を行っているところもありますね。
会 長	よ ろ	しいでしょうか。外部提供については、高齢者の医療の確保に関する法律を根拠に行っているということで、報告を承ったことにします。
秘 書 課	書 務	局
		（「島田市国際交流協会事務」について説明）
会 長	こ の	案件は新規の届出となっていますが、今まで個々の団体で行っていた事務を廃止し、その事務を引き継いで事務を行いますので、実際は変更案件に近いです。
		意見がなければ、この案件を承りますが、いかがでしょうか。
委 員	意 見	なし。
会 長	そ れ	では、承ったことにします。
環 境 課	環 境	課
		局
		（「島田市環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」について説明）
A 委 員	エ コ	活動の支援の1つに「活動促進のための資金助成制度を検討します」と書かれていますが、これから検討するのですか。
環 境 課	予 算	との兼ね合いもあり、市が資金助成するのは難しいです。しかし、国や県、他のNPO法人や団体では、活動助成のための基金を創設しているところもありますので、その案内を行うこと



を念頭に置いて進めたいと考えています。

会長 エコ活動には、例えば事業所が産業廃棄物の処理について工夫をして排出量を削減したことや廃棄物の安全化を促進したことなどの事業活動そのものも含まれますか。

環境課 含まれます。環境基本計画に規定されている取り組みに関連する活動を対象としており、廃棄物の減量も環境基本計画に含まれています。

会長 既存の環境保全活動でも様々なことを行っていると思われしますので、その情報を一つにまとめてデータベース化するということでしょうか。新たな環境保全活動を行う人を増やすことも目的です。ね。

取り扱う個人情報、氏名・住所・電話番号、地位・役職であり、これらの情報を本人から収集し、情報を外部へ提供したり、オンライン結合したりすることはないようです。

よろしければ、これで承認することにします。

健康づくり課事務局 （「乳幼児健康診査・健康相談及び対象者管理事務」について説明）

会長 この案件は、紙で保管する書類に未熟児訪問依頼票が付け加わるということです。

今まで県を経由して入ってきた情報が、権限移譲で書類が医療機関から直接送られてくることで仕事がしやすくなるのでしょうか。

健康づくり課 県を経由していた分時間のロスがあり、対象者が未熟児であることがわからない状態で家庭訪問をしていたこともありましたが、医療機関から直接送られてくることで前もって準備することができるようになりました。

会長 医療機関も権限移譲により、県から市へ切り替えて送付するようになったのですね。

意見がなければ、この件に関しても承ったこととします。

健康づくり課 事務局	(「フッ素塗布事業事務」について説明)
会長	幼児へのフッ素塗布は島田市独自の事務ですか。
健康づくり課	県内の他の市町でも行っております。
会長	では、小学校低学年の児童に対するフッ素塗布も、県内他の市町と合わせるために行いますか。
健康づくり課	一般的には、うがいができない幼児の頃はフッ素塗布を行い、うがいができるようになる頃からフッ素洗口を行うようになります。実際に島田市内でもフッ素洗口を行っている小中学校がありますが、学校に導入しにくい状況ですので、フッ素洗口の代わりにフッ素塗布を実施することになりました。
会長	口内衛生の基本法令のようなものはありますか。
健康づくり課	歯科口腔保健の推進に関する法律と静岡県民の歯や口の健康づくり条例があります。
会長	それらの法令は、フッ素塗布事務について書かれていますか。
健康づくり課	フッ素塗布事務については書かれていませんが、むし歯予防を推進するよう書かれています。
会長	フッ素塗布は施策であり、今回の追加でむし歯予防を強化するのですね。  変更点は個人情報として、学業・学歴情報を新たに収集することになりますが、いかがでしょうか。
C 委員	既にフッ素塗布を実施している小学校は何校ですか。
健康づくり課	予定している13校中10校で実施しています。
会長	保護者からの同意書は容易に取れていますか。 事務概要に「異変があったときは保護者へ連絡する」と書かれていますが、異変が起こるようなことはあるのですか。

健康づくり課	フッ素を大量に使用すれば中毒を起こしますが、むし歯予防に使う量であれば中毒を起こすようなことはありません。 しかし、学校でフッ素塗布を実施するためには、安全に対し万全を期す必要がありますので、同意書をとっています。
会長	フッ素塗布は予防接種と違うので、当日の間診はないですね。
健康づくり課	フッ素塗布する前に体調を確認してから実施しています。
A 委員	どのぐらいの時間でフッ素を塗布しますか。
健康づくり課	3分程度で行います。 味に敏感な子や嘔吐反射の強い子は、体質として吐いてしまう場合もありますが、フッ素により吐いているわけではないので、その後の異変は見られません。
会長	それでは、この案件については報告を承ったこととします。
事務局	(「介護保険事業計画等策定のための高齢者等実態調査(第4次)」 「介護保険事業計画等策定のための高齢者等実態調査(第5次)」 「都市提携友好協会事務」 「日中友好協会事務」 「機能回復室開放」 「ばら色の人生支援事業」 届出簿廃止について一括説明)
会長	廃止案件について、御意見はありますか。 特に意見がないようでしたら、承ったこととします。

○まとめ

新規審議案件4件及び変更審議案件1件について審議し、新規報告案件3件、変更報告案件2件及び廃止案件6件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成25年11月又は12月頃に開催する予定です。